◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和二年度における改定率を、〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

1　市町村長が行う基礎年金等事務に係る事務の処理に必要な費用として市町村に交付する交付金（2において「基礎年金等事務費交付金」という。）の総額を、次に掲げる額の合計額とすることとした。（第一条関係）

㈠　基礎年金等事務のうち適用等事務の執行に通常要する被保険者（保険料免除者を除く。2において同じ。）一人当たりの基準額を九七六円とし、当該額に当該年度の各月末における被保険者の見込数の合計数を一二で除して得た数を乗じて得た額

㈡　基礎年金等事務のうち給付事務の執行に通常要する受給権者一人当たりの基準額を七三〇円とし、当該額に当該年度の各月末における受給権者の見込数の合計数を一二で除して得た額を乗じて得た額

㈢　基礎年金等事務のうち免除事務の執行に通常要する保険料免除者一人当たりの基準額を二、〇〇三円とし、当該額に当該年度の各月末における保険料免除者の見込数の合計数を一二で除して得た額を乗じて得た額

2　毎年度各市町村に対して交付すべき基礎年金等事務費交付金の額を、基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費及び物件費に対応する部分について、各市町村における被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基礎として厚生労働省令で定めるところによりそれぞれ算定した額の合計額とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（厚生労働省）

1　令和二年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和二年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、二七五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、五四九人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	二一五人	
総務省	四、七九八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、六一四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、三五一人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、四一七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一五〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、八二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、四七一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、六八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二〇四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九二四人	うち、二〇、八九八人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九九、四五二人	